

子ども家庭総合支援拠点の設置について

子育て支援課

1 趣旨

増加する児童虐待の対応や要支援・要保護児童等への支援強化を図ることを目的に、専任の有資格者を配置した「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月に設置するものです。
(設置根拠:児童福祉法第10条の2)

2 宮代町の児童虐待の現状

	宮代町		越谷児相
	通告	相談	通告
H30年度	21	19	49
R1年度	24	40	72
R2年度	28	56	81
R3年度 (12月末)	30	50	(未集計)

【内訳】

- ・心理的虐待 62%
- ・身体的虐待 22%
- ・ネグレクト 15%
- ・性的虐待 1%

※宮代町要保護児童地域対策協議会において取り扱っている世帯(R3.9):23世帯(52名)

3 支援拠点の役割(業務内容)

⇒支援が必要な家庭の早期発見・虐待の未然防止から再発防止までに対応する、地域に根差した包括的かつ継続的な支援を実施

【国要綱】

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
⇒実状把握、情報提供、相談対応、包括的支援のための総合調整
- ②要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
⇒通告受付受理、調査、アセスメント、支援計画作成、支援・指導実施
- ③関係機関との連絡調整
⇒児童相談所、子育て世代包括支援センター等との連携、適切な役割分担
- ④その他の必要な支援
⇒児童相談所による措置解除後の継続的支援等

具体的な取組み～新規又は拡充するもの(例)～

- ・保育園、学校等への訪問(情報収集、保護者への虐待防止の周知)
- ・継続的な支援が必要な家庭等の定期訪問や面談の充実(回数等を増やす)
- ・子どもの見守り強化事業(弁当配布・生活支援)の実施 ※R3年度から
- ・ヤングケアラーへの対応(調査、支援等)
- ・要保護児童地域対策協議会、子育て世代包括支援センター、児童相談所等の関係機関との連携強化(会議回数を増やす等)

4 実施体制

国要綱の設置基準に基づき、子育て支援課内に新たな担当を設置予定
…常勤職員2名、会計年度任用職員1名



宮代町

～身近な場所で、包括的、継続的な支援～

子育て世代包括支援センター

(健康介護課)

主に妊産婦、乳幼児(保護者)

- 母子健康手帳の交付、妊婦健診
- 赤ちゃん訪問、産後ケア事業
- 乳幼児健診
(4か月、10か月、1歳6か月、3歳)
- 予防接種
- 健康・栄養等の各種相談支援
- 不妊治療費等の助成

健康介護課(健康増進室)

福祉課

総務課(人権推進室)

教育委員会

小中学校

町立保育園

民生委員・児童委員

主任児童委員

人権擁護委員

社会福祉協議会

民間社会福祉関係者(幼稚園、保育園等)

情報共有
連携協力
一体的支援

母子ケース会議

子ども家庭総合支援拠点

(子育て支援課)

すべての子ども(特に要保護児童等)とその家庭

- 子ども家庭支援全般
(実状把握、情報提供、相談対応、包括的支援、関係機関の総合調整)
- 要保護児童等への支援
(通告受付受理、調査、支援、指導等)
- その他の必要な支援
(予防的支援、児童相談所による措置解除後の継続的支援等)
- 関係機関との連絡調整
(連携による支援)

要保護児童対策地域協議会

子育て支援課(事務局)

□児童虐待の防止等に関する関係機関の連携・調整

代表者会議

実務者会議

ケース会議

送致

連携
協働

援助



埼玉県

～高度、専門的、緊急的な支援、措置～

越谷児童相談所

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等
(児童や家族への援助方針の決定)
- 一時保護、措置
(在宅指導、施設入所、里親委託等)
- 関係機関との連絡調整
- 町への援助
(連絡調整、情報提供等)

越谷児童相談所

東部中央福祉事務所

幸手保健所

杉戸警察署

低

子どもに及ぼす危害(リスク)の程度

高